

幼稚園 新制度移行園

指導検査基準（平成 29 年 4 月 1 日適用）

教育內容基準

目次

1	教育の状況	4
(1)	人格の尊重	4
(2)	教育課程の編成	4
(3)	指導計画	4
(4)	教育の内容の自己評価	5
2	健康・安全の状況	6
(1)	保健計画	6
(2)	幼児健康診断	6
(3)	健康状態の把握及び保護者との連絡状況	6
(4)	虐待等への対応	7
(5)	幼児の安全管理の状況	7

[凡例] 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

	関係法令等	
1	平成 24 年 8 月 24 日法律第 65 号「子ども・子育て支援法」	子ども・子育て支援法
2	平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
3	昭和 22 年 3 月 31 日律第 26 号「学校教育法」	学校教育法
4	昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号「学校保健安全法」	学校保健安全法
5	昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
6	昭和 33 年 6 月 13 日文部省令第 18 号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
7	平成 10 年文部科学省告示第 174 号「幼稚園教育要領」	幼稚園教育要領
8	平成 26 年 9 月 24 日条例第 38 号「八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
9	平成 27 年 2 月 16 日雇児保発第 0216 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	雇児保発 0216 第 1 号通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評 価 事 項	評価区分
1 教育の状況	<p>教育の状況については、「幼稚園教育要領」を評定の基準とする。</p> <p>幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。なお、家庭との連携にあたっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりすることなどを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が高まるよう配慮すること。</p>		<p>(1) 幼稚園教育要領 (2) 市条例第15条第1項第3号</p>		
(1) 人格の尊重	<p>幼稚園は、幼児の意思及び人格を尊重して、常に幼児の立場に立って教育を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>1 幼児の意思及び人格を尊重した教育を提供するよう努めているか。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法第33条第6項 (2) 市条例第3条第2項</p>	<p>(1) 幼児の意思及び人格を尊重した教育を提供していない。</p>	C
(2) 教育課程の編成	<p>教育課程は、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、幼児の発達過程を踏まえ、教育のねらいが総合的に達成されるよう編成されなければならない。</p> <p>また、地域の実態、幼児や家庭の状況などを考慮し、幼児の育ちに関する長期的見通しを持って、幼児の生活及び発達の連続性に留意し、創意工夫を生かし編成されなければならない。</p>	<p>1 教育課程を作成しているか。</p>	<p>(1) 幼稚園教育要領第1章第1、2 (2) 市条例第15条第1項第3号</p>	<p>(1) 教育課程を作成していない。</p>	C
(3) 指導計画 ア 指導計画の作成	<p>1 指導計画の作成に当たっては、教育課程に基づき、幼児の生活や発達を見通した年、学期、月などの長期的な指導計画と、それと関連しながら、より具体的な幼児の日々の生活に即した週又は日などの短期的な指導計画を作成して、適切な指導が行われるようにすること。</p> <p>2 指導計画の作成に当たっては、幼児一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえ、発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定することに留意しなければならない。また、具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を構成し、幼児が主体的に活動できるようにすることに留意しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画があるか。 2 短期的な指導計画があるか。</p>	<p>(1) 幼稚園教育要領第3章第1.1(5) (2) 市条例第15条第1項第3号 (1) 幼稚園教育要領第3章第1.1(5) (2) 市条例第15条第1項第3号</p>	<p>(1) 長期的な指導計画がない。 (1) 短期的な指導計画がない。</p>	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評 価 事 項	評価区分
イ作成上の留意事項 (ア) 障害のある幼児の指導	指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 1 障害のある幼児の指導については、幼児の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下、他の幼児との生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけ、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。また、幼児の発達状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず柔軟に保育したり、職員の連絡体制の中で個別の関わりが十分に行えるようにすること。 2 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら適切に対応することや、専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。	1 障害のある幼児の指導について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。 2 障害のある幼児の指導について、家庭や専門機関と連携し、適切に対応しているか。	(1) 幼稚園教育要領第3章第1.2 (2) (2) 市条例第15条第1項第3号 (1) 幼稚園教育要領第3章第1.2 (2) (2) 市条例第15条第1項第3号	(1) 障害のある幼児の指導について、指導計画に位置づけていない。 (2) 障害のある幼児の指導について、指導計画への位置づけが不十分である。 (1) 障害のある幼児の指導について、家庭や専門機関との連携がない。 (2) 障害のある幼児の指導について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	C B
(イ) 小学校との連携	就学に際しては、区市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料（幼稚園幼児指導要録）が幼稚園から小学校へ送付されるようにすることに留意しなければならない。	1 幼児の就学に際し、幼児の育ちを支えるための資料が幼稚園から小学校へ送付されているか。	(1) 学校教育法施行規則第24条、第28条 (2) 幼稚園教育要領第3章第1.2 (5) (3) 市条例第11条	(1) 資料が幼稚園から小学校へ送付されていない。	C
(ウ) 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮し、計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な経験ができるようにすること。	1 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第3章第2	(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成していない。	B
(4) 教育の内容の自己評価	幼稚園は、その提供する教育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育の質の向上に努めなければならない。	1 提供する教育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育の質の向上に努めているか。	(1) 子ども・子育て支援法第33条第5号 (2) 市条例第16条	(1) 提供する教育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育の質の向上に努めていない。	B
ア 虐待等の行為	幼稚園の職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による1・2又は4の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律第2条、3条 (2) 市条例第25条	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評 価 事 項	評価区分
イ 記録の状況	教育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 2 提供日、内容その他必要な事項の記録内容は十分か。	(1) 市条例第12条	(1) 提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 (1) 記録内容が不十分である。	C B
ウ 教育時間の状況	幼稚園における毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別に事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 また、1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達や季節などに適切に配慮すること。	1 39週の教育週数を確保しているか。 2 4時間の教育時間を確保しているか。 3 その他不適正な事項はないか。	(1) 学校教育法施行規則第37条 (2) 幼稚園教育要領第1章第2.2 (3) 市条例第15条第1項、第3項 (1) 幼稚園教育要領第1章第2.3 (2) 市条例第15条第1項、第3項	(1) 39週の教育週数を確保していない。 (1) 4時間の教育時間を確保していない。 (1) その他不適正な事項がある。	B B B
2 健康・安全の状況	幼稚園は、健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ることを目標とする。		(1) 学校教育法第23条第1項第1号		
(1) 保健計画	幼児の心身の健康の保持増進を図るため、幼児の健康診断、環境衛生検査、幼児等に対する指導その他保健に関する事項について計画を作成し、これを実施しなければならない。	1 保健計画を作成し、一人一人の幼児の健康の保持増進に努めているか。	(1) 学校保健安全法第5条 (2) 市条例第15条第1項第3号	(1) 保健計画を作成し、一人一人の幼児の健康の保持増進に努めていない。	B
(2) 幼児健康診断	幼稚園においては、毎学年、6月30日までに幼児の健康診断を行わなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。 また、常に幼児の心身の状況、その置かれている状況等の的確な把握に努め、幼児又はその保護者に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。	1 健康診断を毎学年、定期に行っているか。 2 実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。 3 記録はあるか。	(1) 学校保健安全法第13条 (2) 市条例第17条 (1) 学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第17条 (2) 市条例第17条 (1) 学校教育法施行規則第28条第1項第4号 (2) 学校保健安全法施行規則第8条 (3) 市条例第12条	(1) 健康診断を毎学年、定期に行っていない。 (1) 実施時期・方法等が不適切である。 (1) 幼児の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B C B
(3) 健康状態の把握及び保護者との連絡状況	保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 2 日々の健康状態を観察しているか。 3 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。 4 急な病気への対応を適正に行っているか。	(1) 市条例第10条 (1) 市条例第10条 (1) 市条例第18条 (1) 市条例第10条 (2) 市条例第18条	(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。 (1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	B C B C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評 価 事 項	評価区分
(4) 虐待などへの対応	<p>幼児に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講ずること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>2 発見したときは、速やかに通告しているか。</p> <p>3 虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律第5条 (2) 市条例第25条</p> <p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律第6条 (2) 市条例第3条第4項</p> <p>(1) 市条例第3条第4項</p>	<p>(1) 早期発見に努めていない。</p> <p>(1) 速やかに通告していない。</p> <p>(1) 虐待防止研修等必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(5) 幼児の安全管理の状況	<p>幼稚園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>また、幼児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生当日）、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。</p>	<p>1 幼児の事故防止に配慮しているか。</p> <p>2 事故報告を市に、速やかに行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第33条</p> <p>(1) 市条例第33条 (2) 雇児保発0216第1号通知</p>	<p>(1) 幼児の事故防止に配慮していない。 (2) 幼児の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>